阿蘇中部 4 町村合併推進協議会第 2 回会議経過書

項目	発 言 者	発 言 内 容
1開 会	岩瀬事務局長	定刻を少々過ぎましたが、欠席届が出ています委員さん以外の委員さんが全員お揃いになりましたので只今から、第2回阿蘇中部4町村合併推進協議会を開催いたします。 本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第に従いまして進めさせていただきます。私は、本協議会事務局長の大役を仰せつかりました波野村出向の岩瀬でございます。各町村出向の職員共々力を合わせまして合併事業の事務推進に全力を傾注してまいりますので、委員の皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願い致します。 さて、8月1日の設立総会で持越しとなっておりました会長、副会長の役員選出につきましては、8月5日に協議をいただき決定いただきました。本日の会議席順につきましては、会長、副会長席に着席をお願いし本日のような席順となりましたことをご報告申し上げます。
2 挨 拶	岩瀬事務局長 	それでは、会議次第2の挨拶のほうに移らさせていただきまして、 河﨑会長のご挨拶をお願い申し上げます。
	河崎会長	皆さん、こんにちは。只今、事務局長からご報告ございましたように、さる8月1日に当協議会が発足、立ち上げることができました。そして、役員人事ということで会長、副会長いろいろご推挙がありましたが、事務局の所在地であります一の宮町長さんに是非会長をしてほしいということでございましたけれども、いろいろ四町村長と地域振興局長さんとも話し合いをしました結果、8月5日に会長を引き受けることになりました。そして、3町村長さんには副会長を務めていただくことになりました。甚だ皆さん方委員或いはまた関係町村の町村民住民の方には、大変ご心配をお掛けしましたことをまずもってお詫び申し上げなければならないと思います。このように船出からいろいろごたごたとあると先行き心配でございましたけれど、いや船出が慎重にいけば先は安定じゃないかと思っておるところでございます。合併の経緯については、皆さん既にご承知のことと思いますけれどもどのような形で町村合併を進めていくか、阿蘇はひとつるのか南北中でやるのかということの中で、中部4か町村テーブルにつくことができました。これから、16年4月1日を目指すか17年4月1日を目指して合併の船出ができるのかこれが今後の課題だと思います。規約の中にも合併推進協議会と「推進」という名が改めて表記されております。従いまして、私も会長として阿蘇町町長選挙には、合併を前提に町民の審判を受けました。わずか9票ではございましたけれども、やはりこれは合併をすべきだという住民の意向があったものとこのように思っております。従いまして、積極的な推進を図ることをお約束して会長のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。
	岩瀬事務局長	どうもありがとうございました。続きまして、阿蘇地域振興局の岩下局長からご挨拶をいただくことになっておりましたが、ほかの会議の都合で定刻までにお見えいただけませんでしたので、ご着席いただきました折にご挨拶を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

3 委員等 委嘱状 交付

岩瀬事務局長

それでは引き続きまして、河﨑会長より各協議会委員の方、監査 委員の方、顧問の方、幹事の方に委嘱状の交付を行います。交付を 受けられる方はご自分の席でそのままお待ちください。

(河崎会長が各委員の席を回られ、一人ずつ委嘱状を交付)(順序:一の宮町委員 阿蘇町委員 産山村委員 波野村委員 監査委員 幹事 副会長 顧問)

以上、委嘱状の交付をさせていただきました。本日、ご欠席の委員 の方には後ほどお手元にお届けしたいと思います。

[岩下阿蘇地域振興局長 到着]

それでは、先程の挨拶のところに返りまして、只今、岩下阿蘇地域 振興局長様が御出でいただきましたので、ご挨拶を受けたいと思いま す。

岩下阿蘇地域振 興 局 長

皆様、こんにちは。10分程遅れて参りまして申し訳ありませんで した。阿蘇地域振興局長の岩下でございます。それでは、簡単にご挨 拶をさせていただきたいと思いますが、ご承知のとおり、8月の1日 に阿蘇中部4町村の合併推進協議会が発足しまして、役員としまして 先般、会長職に阿蘇町長さんそして副会長として一の宮、産山、波野 の各町村長さんがそれぞれ決定しまして、このように本日第2回の協 議会が開催されたところでございます。私も顧問となっておりますの で、極力参加致しまして意見を述べさせていただきたいと思っており ます。いよいよ協議会におきまして、合併に向けた具体的な議論がな されていくわけでございますので、皆さん多分もう十分ご承知かと思 いますが、合併についての意義といいますか考え方といいますか、私 の方から整理させて説明を若干させていただいきたいと思います。 ご案内のとおり、当阿蘇地域におきましても少子高齢化社会の進展、 それに伴います行政需要の増加、さらには地方分権推進法が施行され ましたことに伴います市町村の役割の増加、さらには住民の皆さんの 意識の高まりによります市町村への要求水準の高度化などなど、もっ とも地域に面した市町村行政の対応が、非常に重要な課題となってき ているところでございます。また一方、平成3年のバブル経済の崩壊 によりまして日本経済の停滞、それに伴います税収の落ち込み、従い まして、行政需要の増大と一方財政の停滞といいますか減少といいま すか非常に微妙な難しい舵取りをする必要に迫られているわけでご ざいます。そういうことで、これらに対応するために昨年設置されま した経済財政諮問会議におきまして、これまでの政府が借金して地方 交付税を地方に配分するというやり方を抜本的に改めまして、地方交 付税制度自体を見直すと具体的に申し上げますと小規模自治体にこ れまでは傾斜配分をしていたものをも見直しまして、その傾斜配分を 少なくするといったような方針を決定しまして様々な改革プログラ ムが実行に入っているわけでございます。確かに小さい自治体におき ましては、きめ細やかな暖かい住民サービスが提供できるわけでござ いますが、その行政コストを誰が負担するのかということが大きな問 題となっておりまして、税負担を増加させること無しに行政現在のサ ービスを守ることが可能なのかという議論が非常に重要な問題でご ざいます。また、交付税特別会計におきましても、収入は16兆円し かございませんが、県を含めた市町村には20兆円交付されているわ けでございます。この制度自体がいつまで存続するのか微妙なところ でございます。このような私が今申し上げましたような現状を踏まえ ながら、この協議会では一番重要なのは新しいまちの歴史を創るとい いますか、子どもや孫のためにすばらしいまちを創るんだという気概 を持って、21世紀におきます阿蘇中部4町村の将来の姿を描くその

4議 事	河 﨑 会 長	それでは、大変不慣れではございますが規約によりまして議事は会長が進めるということでございますので、しばらくの間ご協力をお願いします。 議事に入ります前に、事務局にお尋ねしたいと思いますが、議事録
		署名とか会期の決定とか議事の前に決めなくて良いですか。 議事録署名につきましては、議題2で提案させていただきたいと思
	大塚事務局次長	っておりましたので、それを前提にしていただければ、議事の前に決めていただければよいと思います。
	河 﨑 会 長	皆様どうでしょうか。通常の議会、会議では冒頭に議事録署名者と か会期の決定をしますが、通常の町村議会式でよろしいですか。
	委員一同	はい。 それでは、そのように取り計らっていきたいと思います。まず、会
	河﨑会長	期は本日1日でよろしいでしょうか。
		はい。
	委員一同	次に、会議録署名は町村順にまず、一の宮の笹原委員さんと阿蘇町 の家入委員さんにお願いしたいと思いますがよろしいですか。
	河﨑会長	はい。
		.5 0
	委員一同	それでは、議題1の阿蘇中部4町村合併推進協議会会議運営規定 (案)につきまして、事務局から説明願います。
	河﨑会長	

それでは「阿蘇中部4町村合併推進協議会会議運営規程(案)」に 大塚事務局次長 ついて、事務局から説明させていただきます。私は事務局次長の大塚 と申します。よろしくお願いいたします。資料をお開きください。 第1条に規程の趣旨 第2条に運営に当たっての基本方針をうたっております。 第3条に本会議の検討状況を住民の方にも開かれたものとするた め、会議の原則公開をうたっております。 第4条は会議の運営に当たっての会長及び委員の責務を、 第5条は会議の開会閉会は会長の宣言によって行うことをうたっ ております。 第6条は会議の議事は原則として全会一致で行うこと、委員の意見 が整わず協議の進展に支障が生じた場合は4町村それぞれの過半 数により方針を決し、会議を進めることをうたっております。これ につきましては、補足説明をさせていただきたいと思います。4町 村それぞれの過半数の委員の同意を持って方針を決しということ ですが、会議につきましては全会一致を基本とさせていただきたい と思いますが、どうしても委員の意見が整わず協議の進展に支障が 生じた場合は各町村ごとに協議をしていただきまして各町村の過 半数で町村としての意見を提案していただきたいと思います。その 意見を基に協議を進めていくというわけでございます。但し、万一 それでも協議が整わないという場合は、本協議会で委員の皆さんが 出していただきました意見を事務方のほうで再度意見を調整させ てもらいまして次の協議会に再度提案させていただけないかと考 えております。 第7条は第3条と同じ趣旨で、住民の方も会議を傍聴することがで きる旨を 第8条は会議録の調製について 第9条は会議録や会議提出文書の原則公開についてうたっており ます。 第10条は会場内の規律について、 第11条は関係者の説明又は意見を聞くことができる旨を規定し ております。 この協議会会議運営規程(案)につきましては、本日ご承認いただ ければ、本日付をもって施行させていただく予定でございます。ご協 議よろしくお願いいたします。 議題1について質疑に入りたいと思います。何かご質問、ご意見は 河崎会長 ありませんでしょうか。 原案どおりでよろしいでしょうか。 異議なし。 委員一同

それでは、議題1につきましては原案どおり可決承認されました。

次に、阿蘇中部4町村合併推進協議会に運営に関する申し合わせ事

項(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。

- 4 -

河崎会長

大塚事務局次長

それでは、引き続きまして議題1に関連しまして、議題2の「阿蘇中部4町村合併推進協議会の運営に関する申し合わせ事項(案)」について説明させていただきます。

1 会議の定例開催について

まず会議の定例開催についてでございますが、8月1日に承認いただきました当面のスケジュールにおきまして、協議会を月に1回開催することとしております。

つきましては、各委員さん方それぞれお仕事や他の役職等をお持ちですので、スケジュール調整を円滑にするため開催日をあらかじめ決めていただいてはどうかということで、今回提案させていただいております。

幹事会で協議しましたが、各町村の議会が月の中旬から下旬にあることなどから、初旬が良いのではないかということで、案としまして「毎月第一水曜日、午後1時半から」ということで出させていただいております。

なお、もし案のとおりに承認いただいた場合、第3回の協議会は9月4日の水曜日ということになりますが、産山村の議会及び村長さんにつきまして、この日の前後も含みまして、すでに行事が組まれていると伺っております。

つきましては、9月に限りましては協議会の開催日を変更していただけないかと考えております。各町村に伺いましたところ9月10日(火)の午後が町村長さん、議会のほうとも特に行事は入っていないようでございます。各委員さんいろいろ予定があられると思いますが、原則、各月の第一水曜日ということで承認いただいた場合は、次回については9月の10日で調整いただきますようあわせてご協議いたします。

2 事前提案の原則

次に合併協議項目の提案の仕方についてですが、協議項目について各委員さん方に十分検討いただくために、協議を行っていただく会議の前の会議において協議項目について提案し内容について説明をさせていただき、1ヶ月の期間をおいて協議していただいてはどうかと考えております。

なお、本日の各種規程等のような議案につきましては、提案日に おいて処理させていただければと思っております。

3 会議録の調製、閲覧

会議録については、各委員さんの持ち回りで、2名の署名委員を お願いしたいと考えております。

承認いただいた場合、議事録署名員を、一の宮町の笹原委員(甲斐委員欠席のため)及び阿蘇町の家入委員にお願いしたい。

また、会議録については、合併協議会事務局において住民の方に も公開し、閲覧していただきたいと思います。

4 資料提供の取り扱い

協議会の協議資料につきましては全て閲覧資料とさせていただきたいと考えております。

附属資料についても、内容的に個人情報等の不開示とするべきものを除き、できるだけ閲覧していただくよう取り扱わせていただきたいと考えております。

協議の中身によっては非公開とする場合もあるかと思いますので、 傍聴者の方には当面会議次第のみの配布とさせていただき、事務局 において閲覧をしていいただくということを考えております。 以上の点についてご協議いただきますようお願いいたします。 河崎会長 只今、議題2について事務局から説明がありましたが、何かご意見 ご質問はありませんか。 来月の9月10日は、広域圏の研修が入っていませんか。 阿南委員(波野) 心配されましたので、事前に広域には問い合わせていたのですが、 岩瀬事務局長 その時には入っていなかったんですが、再度確認をします。 再度、広域を確認して9月の協議会の日程は事務局で調整してくだ 河崎会長 さい。 それでは、原則論の第1週の水曜日開催についてご協議をお願いし 大塚事務局次長 ます。 10月以降の第1週水曜日開催についていかがでしょうか。 河崎会長 個人的なことで申し訳ありませんが、仕事の都合で水曜日の変更は 渡辺委員(産山) できないでしょうか。よろしくお願いします。 事務局としましては、他意はなく週の半ばくらいではということで 大塚事務局次長 提案しました。曜日の設定は協議会で決めていただければ結構です。 民間は、水、木、金曜が会議とぶつかるので、火曜日が良いが。 小笠原委員(阿蘇) 火曜日にしましょう。 委員一同 全会一致で火曜日にしたいと思います。会議の開催時間は午後1時 河崎会長 30分からになっているが。 これも他意はございませんが、午後からのほうが時間的に余裕を持 大塚事務局次長 って協議ができるのではないかと提案しました。 午前中が良いのでは。 宮崎委員(一の宮) 午後からが良い。原案どおり。 町村長の都合も午後がいいという事情もありますのが、午後からが 委員多数 良いという委員さんの意見が多数出ましたので、全会一致で原案どお 河﨑会長 りと決定します。 9月の例会はどうしましょうか。 9月の第1週は行事をすでに入れていますので、はずして下さい。 井正明委員(産山) 9月は12日にしたいと思います。会場は。 河崎会長 会場は、決まり次第皆様にご連絡します。 大塚事務局次長 会場の件ですが、ここでは会議の開催ごとに各委員に通知するとな っていますが、今日は後のことがあってここになったと思いますが、 笹原委員(一の宮) 基本はどこでするのでしょうか。 会場につきましては、第1水曜の午後であれば一の宮の就業改善セ

大塚事務局長

ンターをお借りするように予定していましたが、曜日が変わりました

ので、再度固定的な会場を捜したいと思います。ただ、今までの検討 の中で各委員さんにそれぞれの町村を知っていただく必要があるの

河﨑会長	次に議題3の阿蘇中部4町村合併推進協議会委員等の報酬及び費 用弁償に関する規程(案)についてです。事務局から説明をお願いし
	ます。
大塚事務局次長	それでは、議題3の「阿蘇中部4町村合併推進協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」についてご説明させていただきます。第1条は規程の趣旨第2条は協議会の委員及び監査委員さんの報酬について定めております。報酬額につきましては会長の属する阿蘇町の「報酬及び費用弁償に関する条例」別表「その他の委員」の項を適用させていただいております。具体的に、日額5,500円で設定させていただきたいと思います。費用弁償につきましても、会長の属する町村の例により、日額1,700円ということにいたしております。
	本規程は本日ご承認いただければ、本日付で施行し、8月1日の設立総会から遡及して適用させていただきたいと考えております。以上、ご協議をよろしくお願いいたします。
	議題3につきまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
河 﨑 会 長	異議なし。
委員一同	異議なしということでございますので、原案どおり承認決定することにしました。ありがとうございました。
河 﨑 会 長	以上で、提案のありました議題は終わりますが、事務局何かほかに ありますか。また、委員の皆様には何かご意見等はございませんでし ょうか。無いようですので、これをもちまして議案の審議は終わりた いと思います。ありがとうございました。
	以上をもちまして、第2回阿蘇中部4町村合併推進協議会を終了します。ありがとうございました。
河﨑会長	